

介護予防短期入所療養介護運営規程

第一章 総則

第1条 趣旨

この規程は、指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日、厚生省令第37号）に基づき、介護老人保健施設「平成苑」が行う指定介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二章 運営の方針

第2条 運営の目的

平成苑が行う指定居宅サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業は、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

第3条 運営の方針

- 1 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅への復帰を目指すものとする。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わず、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気をもたらし、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第三章 事業所の名称等

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

- 1 名称 平成苑介護予防短期入所療養介護
- 2 所在地 徳島市南末広町4番57号

第四章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第5条 従業者の職種と員数

介護老人保健施設「平成苑」の行う介護予防短期入所療養介護にあつては、当該施設に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の人員は、それぞれ利用者を平成苑の入所者とみなした場合における必要数が確保されるために必要な数以上とする。

1) 管理者	1名	(医師兼務)	
2) 医師	1名	3) 薬剤師	1名
4) 看護職員	8名	5) 介護職員	17名
6) 支援相談員	1名	7) 理学療法士及び作業療法士	1. 4名
8) 管理栄養士	1名	9) 介護支援専門員	1名
10) 事務員	2名	11) 調理員(外部委託)	8名

第6条 職務の内容

1) 管理者

当施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。

2) 医師

- ア) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- イ) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- ウ) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- エ) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- オ) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に使用し、または処方しない。
- カ) 利用者の病状急変等により、必要な医療の提供が困難な時は協力病院と連携する等、適切な措置を講じる。

3) 理学療法士、作業療法士(機能訓練)

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

4) 看護及び医学的管理の下における介護

- ア) 看護及び介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護・介護並びに日常生活上の世話、口腔衛生の管理を適切な技術をもって行う。
- イ) 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴、又は清拭を行う。
- ウ) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- エ) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- オ) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- カ) 利用者の離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- キ) 利用者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

5) 管理栄養士（食事の提供）

- ア) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- イ) 利用者の食事は、その者の自立の支援の配慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努める。
- ウ) 個々の状態に合わせ、医師、看護師、ケアマネージャー等とともに栄養ケア・マネジメントを行い、栄養ケア計画を立て、入所者の栄養管理を行う。栄養ケア計画には利用者又は家族の同意を得る。
- エ) 利用者に対して適切な栄養食事相談を行う。

6) 支援相談員

常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

7) 介護支援専門員

- ア) 施設サービス計画の作成は適切の方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握して行う。
- イ) 利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該利用者に対する介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービス

の内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等の記載した介護予防短期入所療養介護サービス計画の原案を作成する。

- ウ) 介護予防短期入所療養介護計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得る。
- エ) 介護予防短期入所療養介護計画の作成後も、介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防短期入所療養介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握をおこない、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

第五章 介護予防短期入所療養介護サービスの内容及び利用料及びその他の費用

第7条 介護予防短期入所療養介護の内容

- 1 介護予防短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行い、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 2 従業者は、介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 4 診療は医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断の下、療養上妥当適切に行う。
- 5 機能訓練は利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、目標を設定し、計画的に行う。
- 6 看護及び介護は、利用者等の病状に応じて適切に行い、利用者等の保健衛生管理に努める。また、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行い、排泄の援助を行う。
- 7 レクリエーション等の行事を積極的に行い、うるおいのある療養生活が営めるようにする。
- 8 常に、家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保する。
- 9 食事は栄養に配慮するとともに、利用者等の身体の状態、疾病及び嗜好に考慮し、食事時間は、次の時間を標準とする。

朝食	7時30分
昼食	11時30分
夕食	18時00分

- 10 病状が急変した利用者については、協力病院との連携の下に対応する。
- 11 利用者の心身の状態、家族等の事情から必要と認められるときには送迎を行う。
通常の実施地域は徳島市全域とする。

第8条 介護予防短期入所療養介護の利用料

- 1 介護報酬告示額を利用料とする。
- 2 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

第9条 その他の利用料

- 1 利用料として滞在費・食費、利用者が選定する特別な室料、日常生活費、理美容代、私物の洗濯代、特別な電気製品を使用した場合の電気代、その他の費用等利用料を、【予防短期入所療養介護】料金表掲載の料金表により支払いを受ける。
- 2 「食費」及び「滞在費」において、国が定める負担限度額（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途【介護予防短期入所療養介護】料金表をご覧ください。
- 3 以上の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族に対して同意を得るものとする。

第六章 施設の利用に当たっての留意事項

第10条 利用者等の守るべき事項

- 1 施設敷地内は禁煙とする。
- 2 週間予定、日課により、職員の指示により行動するものとする。
- 3 入浴は指定日に入浴する。
- 4 食事はできるだけ食堂で行うこととする。
- 5 利用者は、外出または外泊しようとするときには、その都度所定の手続きにより管理者の許可を受けなければならない。
- 6 その他、他の入所者の迷惑になる行為を行わない。
- 7 利用者又は家族は、必要なときに被保険者証、要介護認定を提示しなければならない。
- 8 利用料は利用終了時に支払うものとする。

第七章 非常災害対策

第11条 非常災害対策

- 1 非常災害に対処するため、具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回の入所者及び従業員の避難誘導訓練、並びに設備点検を実施する。消防計画は消防署に提出すること。
- 2 当施設は要配慮者利用施設であるため、水防法等の関係法令により避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施し、結果報告を徳島市危機管理局に行う。

第12条 業務継続計画の策定

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第八章 その他施設の運営に関する重要事項

第13条 勤務体制の確保

- 1 利用者に対し、適切な介護予防短期入所療養介護サービスを提供できるように、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 当該施設の従業者によって介護予防短期入所療養介護サービスを行わなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第14条 協力病院

- 1 利用者の病状の急変等に備えるため、木下病院を協力病院と定める。
- 2 原歯科医院、井川歯科医院を協力歯科医療機関と定める。

第15条 秘密の厳守

- 1 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

第16条 苦情処理

- 1 提供した短期入所療養介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を1階事務室に設置する。
- 2 市町村、国民健康保険団体連合会の質問、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従い必要な改善を行う。

第17条 地域との連携

地域住民又はボランティア等との連携及び協力を密にし、地域との交流を積極的に行う。

第18条 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する介護予防短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する介護予防短期入所療養介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第19条 会計の区分

介護予防短期入所療養介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第20条 記録の整備

- 1 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 利用者に対する介護予防短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

第21条 衛生管理等

- 1 利用者の使用する施設、食器、その他の設備、飲料水について衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行う。
- 2 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずる。

第22条 身体拘束等

- 1 当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うさいには、事前に利用者又は、家族に十分に説明し、同意を得る。また、医師が診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第23条 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に

掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

第24条 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

附則

以上の運営規程は平成18年 5月 1日より施行する。

平成19年 2月16日一部改正。

平成21年 4月 1日一部改正。

平成25年 4月 1日一部改正。

平成25年11月 1日一部改正。

平成26年 4月 1日一部改正。

令和 元年 9月13日一部改正。

令和 元年10月 1日一部改正。

令和 3年 4月 1日一部改正。

令和 3年 8月 1日一部改正。

令和 6年 4月 1日一部改正。

令和 6年 8月 1日一部改正。